

今後の大阪市役所におけるワーク・ライフ・バランス推進に関する取組みについて

特定事業主行動計画、イクボス宣言、ワーク・ライフ・バランス推進プラン

- ・時差勤務制度の導入
- ・休憩時間の選択制の導入
- ・ワーク・ライフ・バランス推進期間の設定
- ・長時間労働の是正（時間外勤務縮減の指針の改訂）
- ・イクボス研修の実施
- ・イクボス説明書（上司向けリーフレット）の作成・配付
- ・介護休暇の分割取得、介護時間制度の新設
- ・慣らし保育期間中における育休取得を可能に
- ・女性管理職の登用、女性職員セミナーの実施

ワーク・ライフ・バランス推進プラン2.0

多様化するニーズに対する柔軟な働き方への対応

- ・在宅勤務テレワークの本格導入

長時間労働の是正

- ・時間外勤務命令の適正化
- ・繁忙職場等への対応（繁忙職場への長時間労働の是正の支援・人事的措置、長期休業者に関する本務職員の代替措置の開始など）

育児・介護・病気の治療と仕事の両立

- ・男性職員の育児休業取得の推進（育児参加休暇の取得期間の延長）
- ・がん等の治療と仕事の両立（治療との両立が可能となるよう時間単位の病気休暇の導入）

職員本人

- ・職員の健康保持
- ・職員のスキルアップやモチベーション向上

組織

- ・優秀な人材の確保（採用）
- ・仕事との両立が困難という理由に基づく離職の防止
- ・女性職員の活躍促進

市民サービスの向上